

ザルガ故ニ之ヲ以テ相手方ヲ欺用スル手段ヲ用ヒタルモノト爲
スベカラザルヲ正當ナリトス一依ツテ被告ハ無罪ト報導シテキ
ル。

(3) 被告山本雪太郎、同久本米一ニ係ル確定判決ニ於テ認定セラレ
タル被告兩名ノ石原政江ニ對スル結婚誘拐罪ノ詐欺行爲ハ被告
米一ノ結婚申込ヲ合意承諾セシムルタメニソノ被告等兩名ノ所
謂「特殊部落民」タル身分ヲ告ゲズシテソノ決定ヲ錯誤ニ陷レ
タリトイフニ止マリ、石原政江ノ質疑ニ對シテソノ身分ノ告知
ヲイッハリテ隠蔽シタリトイフニ非ズ全然石原政江ヨリ身分上
ノ質疑ナカリシガ故ニ進ンデコレヲ告知セザリシ事實ニ限ラレ
テキル。

一件記録ハ爰點ノ事實ヲ

一(問) 米一、雪太郎ハ特殊部落ノ者デアアルガソレヲ打明ケラ
レタノデハナイカ

(答) 左様ナコトハ少シモ聞カズ氣ニモ付キマセメデシタ警察

ニ行ツテ始メテ知ツタノデアリマス」

ト石原政江ニ陳述セシメテ居ル。

(4) 以上(1)(2)(3)ノ指摘ニヨリテ要約セラル、被告山本雪太郎、久本
米一ニ係ル結婚誘拐罪ノ成否如何ハ、確定判決ノ認定シタル被
告兩名ノ所謂「特殊部落民」ナリト云フ事實ヲ石原政江ノ質疑
ナカリシガ故ニ進ンデ告知セザリシ被告兩名ノ不作爲ハ、被告
米一ノ結婚申込ニ對スル石原政江ノ合意承諾決定ヲ錯誤ニ陷レ
タリトスル結婚誘拐罪ノ詐欺行爲ニ該當スルヤ否ヤニカ、ルノ
デアル。

(5) 從ツテ被告山本雪太郎、久本米一兩君ニカ、ル確定判決ハ、被
告兩名ノ所謂「特殊部落民」タルニカ、ハラズ、ソノ「特殊部
落民」タル身分ヲ告知セザリシトイフ前示被告兩名ノ不作爲ヲ
以テ結婚誘拐罪構成ノ主要事實トシテキル不當ヲ究明セラル、